

請願第 82 号 横浜市立大学に対する寄附金の適正管理について
～奨学寄附金の執行等に関する調査及び対応について～

1 奨学寄附金の概要

(1) 制度概要

- ・奨学寄附金は、市立大学の研究者の学術研究や教育の充実や発展を奨励する目的で民間機関や個人から受け入れる寄附金です。
- ・市立大学では、この寄附金のうち、教員が研究活動に使用する物品等の購入に充てる直接経費は90%で、残る10%については、研究支援に係る事務部門の人件費や光熱水費等の間接経費として大学が使用しています。

(2) 事務フロー図

別紙1のとおり

(3) 過年度受入実績

	17年度	18年度	19年度
(件数)	(556件)	(618件)	(551件)
金額	406,104千円	552,065千円	535,917千円

2 奨学寄附金の取扱

市立大学では、他の研究費と同様に管理しており、「公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱いに関する規程」に基づき、受け入れから執行に至るまで大学が機関管理しています。また、受け入れた寄附金については、奨学寄附金申込書に基づき担当教員を決め、当該教員の研究活動等に使用しています。

こうした奨学寄附金の取扱については、名古屋市立大学や大阪府立大学など他の大学でも、市立大学と同様の取扱規程等が定められており、取扱に大きな差異はありません。

【裏面あり】

3 これまでの研究費の不正使用防止への取組

平成19年2月に文部科学省から『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）』が示されました。これを受け、市立大学においては、平成19年4月に物品等の納品確認を専門に行う「検収センター」を設置し、さらに平成19年11月には、「公立大学法人横浜市立大学における研究費の不正使用防止の実行方針」を定め、研究費の執行ルールの学内への周知徹底を行ないました。

4 奨学寄附金の執行等に関する調査及び対応について

法人では、学外からの指摘を受け、平成21年2月当初から、奨学寄附金の取扱が適正に行われているかについて、法人が調査チームを編成し、調査を実施し、平成21年3月30日に本市へその調査結果及び法人としての対応について報告がなされるとともに、法人は記者発表を行ないました。（別紙2）

5 本市への報告以後の法人の対応について

（1）杉山前病院長について

法人では、前病院長に対して、架空請求により業者へプールした資金により費消した物品等について、現存場所等の説明を求めてきたところ、前病院長から4月上旬に、代理人を通じて、記憶にある範囲の物品等について、現存場所等の説明がありました。

その説明では、概ね病院内にある旨の内容であり、弁護士によれば、プール金により費消された物品等であっても、職場で使用されていた場合には、当該金員については返還請求できないのが通例であるとのことでした。

しかしながら、法人としては、大学の信用を失墜させ多大な損害を被ったことを踏まえ、前病院長の謝罪と、病院内にあると説明している物品等の分も含め、費消された全額について返還請求することが必要であると考えているとのことでした。

また、刑事問題については、4月上旬に、上記現存場所等の説明をもとに、関係機関に相談しておりますが、法人としては引き続き、弁護士とも相談しながら対応を検討しているとのことでした。

前病院長の名誉教授の称号については、取り消すことといたしました。

平成20年度に受け入れた学校法人湘中央学園からの奨学寄附金については、一度返納し、救急救命士の養成の学生実習費として改めて納入するよう、依頼しております。

退職後も前病院長が、救命救急センター部長室を使用していたことにかかる附属市民総合医療センターの管理責任者の処分については、検討を進めております。

(2) 前病院長の架空請求に関与した業者について

前病院長及びそれ以外の大学関係者から架空請求等により業者が前受金として受領した金額のうち、調査時点（平成 21 年 2 月）での残金 2,190 万円余について、大学に返還させました。また、当該業者とは現在、取引を停止しております。停止期間等については検討しているところです。

(3) 杉山前病院長以外の教職員について

大学が管理すべき資金をプール金として業者が管理し、不適切な事務執行が確認された 20 件すべてを対象に、学内処分手続きに基づき、事実関係の審査を進めております。

6 本市としての対応について

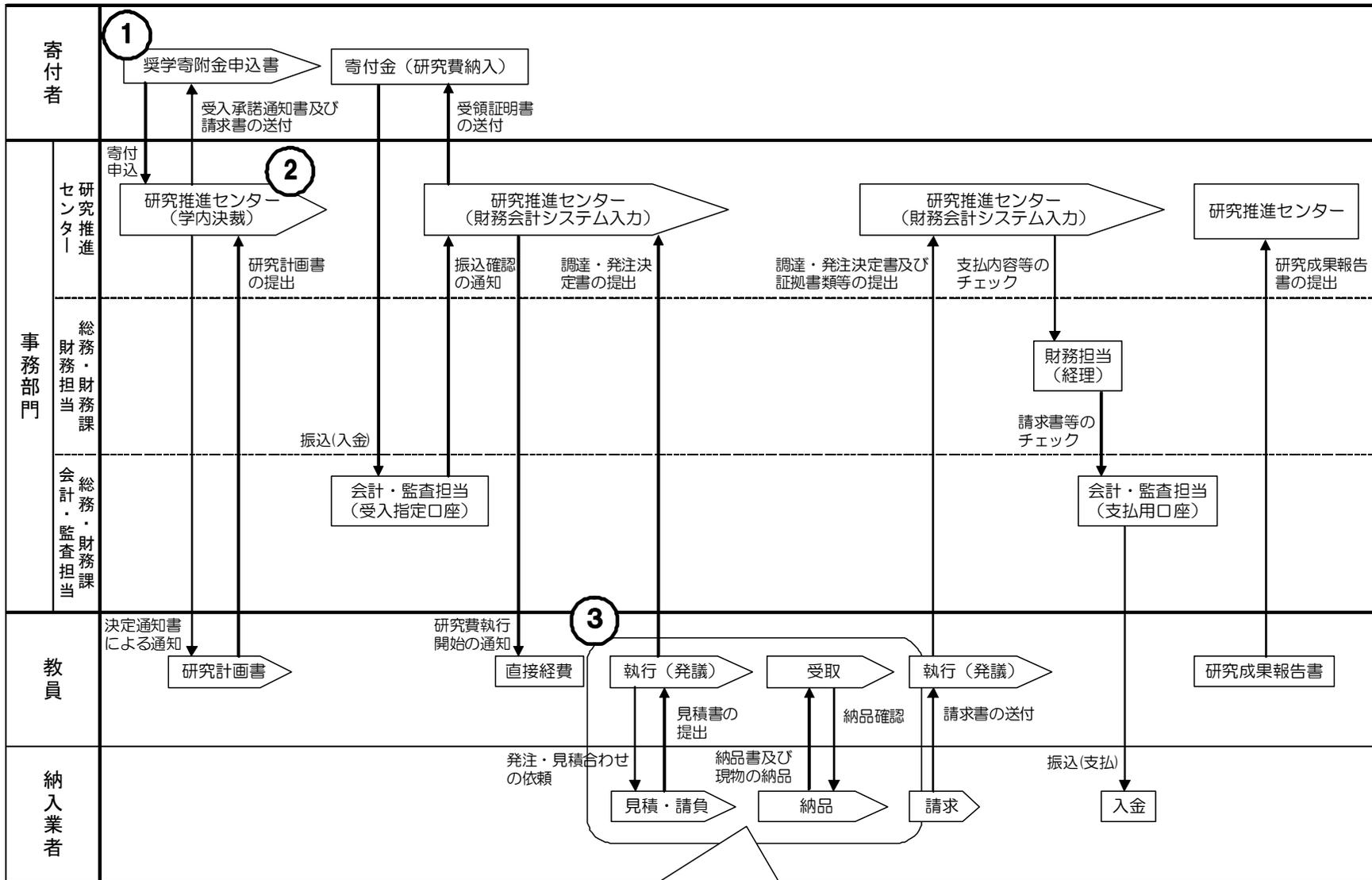
法人では、大学の信用を失墜させ多大な損害を被ったことを踏まえ、前病院長の謝罪と、費消された全額について返還請求することが必要であると考えており、刑事問題についても、法人として弁護士と相談しながら検討していくとのことであり、本市としてもその動向を注視してまいります。

架空請求に関与した業者及び前病院長以外の教職員については、法人の学内手続きに基づき厳正な処分を行なうよう、意見として伝えてまいります。

さらに、再発防止策に向けての法人の取組についても、その内容及び進捗について本市として把握の上、必要な対応を図ってまいります。

奨学寄附金の事務フロー（平成18年度まで）

別紙1-1



見積・発注・納品の一連の手続きが教員と業者の間で完結する制度としていたため、業者と教員が相談のうえ、納品書の内容と異なる物品を納品してもらい、受領確認することも可能な仕組みとなっていました。そのため、平成19年度から制度を改正しました。

奨学寄附金の執行等に関する調査及び対応について（報告）**I 調査結果について****(1) 杉山貢前附属市民総合医療センター病院長の奨学寄附金執行状況について**

- ・前病院長の奨学寄附金について、執行等に疑義があるとの学外からの指摘を踏まえ、発注業者に説明を求めたところ、前病院長からの指示により、業者が見積書、納品書及び請求書を作成し、納品の実態がないにもかかわらず、前病院長が発議を行い、業者への支払を行うことにより、業者に資金をプールしていたことが判明した。
- ・平成16年度末に架空請求を繰り返しており、業者へプールした金額は総額で3,948万円余であった。
- ・これらの資金は、奨学寄附金と学内研究費から支出されていた。
- ・架空請求によって業者へプールされた資金については、平成17年以降、物品購入等で総額2,054万円余が費消され、平成21年2月現在の残高は1,893万円余となっていた。

(2) 前病院長以外の者の調査について

- ・前病院長の架空請求に関わった業者に確認した結果、業者へのプール金がほかに20件あり、いずれも奨学寄附金及び大学の事務費から支出されていた。
- ・これら20件によるプール金の総額は1,272万円余で、ここから物品購入等により975万円余が費消されており、平成21年2月現在の残高は296万円余となっていた。
- ・平成16年度末及び平成17年度以降の支払いにおいて、本学が機関管理する資金を架空請求により業者へプールしていたものが9件あった。
- ・また、平成17年2月以前にプール金を発生させていたが、その後、架空請求は行っていないものの、当該プール金から物品等を購入していたものが8件、二重払い等の事務処理上のミスにより業者へのプール金を発生させていたものが3件あった。
- ・いずれの事例においても、プール金から購入した物品等についてはその所在を確認しており、また、消耗品類についても通常の発注金額であり、当該部署において使用されたと判断した。

(3) 前病院長にかかる他の事項について**① 学校法人湘央学園との関係**

- ・学校法人湘央学園が救急救命士の養成のために附属市民総合医療センターで行う学生実習において、本来、大学に一括納入されるべき学生実習費のうち80%相当額が、前病院長を担当教員とした奨学寄附金として納入されており、不適切な行為が行われていた。

【裏面あり】

②退職後の附属市民総合医療センターの救命救急センター部長室の不適切な使用

- ・前病院長が退職後も、平成20年12月16日まで部長室を使用していたことが判明した。
- ・前病院長は、退職後も後進の相談にのるためと説明しているが、退職した職員に病院内の施設を1年9ヶ月にもわたる長期間、管理責任者が十分に把握せずに使用させていたことは、施設管理上不適切な対応だった。

Ⅱ 大学としての対応について

1 関係者への対応について

(1) 前病院長について

- ・前病院長に対して、架空請求により業者へプールした資金により費消した物品等について、現存場所等の説明を求め、説明がないままであれば当該行為により費消された全額を返還請求する考えであることを伝えてきた。
- ・これに対して前病院長は、用途が明確でないものについて返金する意思があるとの考えを示しているが、物品等の現存場所については依然として詳細な説明がない。
- ・そのため、本学としては当該行為により費消された全額について返還請求する予定である。
- ・刑事問題については、調査チームの外部有識者と相談しながら、告訴も含めて引き続き検討していく。

(2) 前病院長の架空請求に関与した業者について

- ・前病院長及びそれ以外の本学関係者から架空請求等により業者が前受金として受領した金額のうち、現時点での残金について、大学に返還するよう請求することとした。また、取引停止の処分等についても、学内手続きに基づき、早急に実施する。

(3) 前病院長以外の教職員について

- ・学内処分手続きに基づき、厳正な処分を行う。

2 再発防止に向けて

- ①「研究費不正防止計画推進委員会」の設置
- ②研究費の使用に係る確認書の提出
- ③研究費の使用に係るルールや不正防止に関する意識啓発の取組
- ④研究費の執行状況を適正にチェックできるシステムの構築

奨学寄附金の執行等に関する調査 及び対応について

平成21年3月30日

公立大学法人横浜市立大学

目次

報告にあたって	1 頁
I 調査チームからの報告	1 頁
1 調査の概要について	1 頁
2 調査結果について	1 頁
II 大学としての対応について	6 頁
1 関係者への対応について	6 頁
2 再発防止に向けて	7 頁
資料編 (別添)	
資料 1 【杉山前病院長による架空請求等の一覧】	資料編 1 頁
資料 2 【杉山前病院長以外の業者へのプール金一覧】	資料編 3 頁
資料 3 【奨学寄附金制度の概要】	資料編 8 頁

報告にあたって

横浜市立大学附属市民総合医療センター杉山貢前病院長の奨学寄附金に関して、執行等に疑義があるとの学外からの指摘を発端として、平成21年2月2日、学外の有識者にも協力いただき、調査チームを編成し、当該奨学寄附金の取り扱い等が適正に行われているかについて実態を検証することとした。

<参考>

杉山 貢（すぎやま みつぎ）67歳

平成 元年1月 横浜市立大学医学部助教授

平成 2年1月 横浜市立大学医学部病院救命救急センター長

平成11年1月 横浜市立大学医学部附属浦舟病院救命救急センター教授

平成12年1月 横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター副病院長
救命救急センター部長兼務

平成14年4月 横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター病院長

平成15年5月 高度救命救急センター部長兼務

平成17年4月 横浜市立大学附属市民総合医療センター病院長

平成19年3月 定年退職

平成19年4月 横浜市立大学名誉教授

I 調査チームからの報告

1 調査の概要について

今回の調査は、学外から指摘のあった杉山前病院長の奨学寄附金について、その執行内容の確認から着手した。具体的には、平成15年度以降、杉山前病院長が発議した書類の確認、当該発議により購入した備品類についての現物確認、同消耗品類についての納品確認といった手順で調査を進めた。

調査にあたっては、発注先業者の協力を得て事実確認をすすめるとともに、杉山前病院長等、関係者への面会調査を実施した。

2 調査結果について

(1) 杉山前病院長の奨学寄附金執行状況について

杉山前病院長の執行状況を確認する過程で、平成16年度末に大量の消耗

品類が繰り返し発注されている事実が明確となった。

そのため発注先業者に当該納品事実の確認を求めたところ、当該発注については納品の事実はなく、杉山前病院長からの依頼にもとづき、業者において前受金として支払い金額を管理している旨、説明があった。

その後の調査により、この前受金は、杉山前病院長からの指示により業者が見積書、納品書及び請求書を作成し、それら支出関係書類にもとづき杉山前病院長が発議を行い、本学から業者に支払いを行わせるという、架空請求による業者へのプール金であったことが判明した。

具体的には、例えば、杉山前病院長からの「1回当たり100万円未満」、「品目は消耗品」という指示に基づき、業者の担当者が細部をまとめて杉山前病院長に届けるというものであり、本学が機関管理している奨学寄附金を杉山前病院長の発議によって業者側の管理に移すという意図をもって行われていたものであった。

そのため、杉山前病院長に面会調査を行い、業者の説明が事実であるか確認したところ、当該事実を認めた。

杉山前病院長による業者への資金プールについては、平成17年以前から行われていたが、その始期については、杉山前病院長は記憶しておらず、業者においても平成16年以前の資料が現存しないため、特定することはできなかった。

なお、業者との直接対応をしていた秘書（人材派遣会社からの派遣職員）に対して架空請求に関する確認を行ったところ、当該秘書からは「発議書に添付する資料をまとめて杉山前病院長の捺印を受けて研究推進センターに提出する業務を担当していた。発議書の添付資料の内容については関知しない。」との回答があり、当該秘書は、杉山前病院長の事務補助業務を行っていただけであり、架空請求については承知していないとしている。

今回の調査において、業者が前受金として処理していた払込金額について、本学の支払いデータとの確認作業を行った結果、業者の説明と本学の支払いデータが一致したことから、杉山前病院長が架空請求により業者へプールした金額を確定した。

杉山前病院長が業者へプールしていた金額は平成17年2月時点で200万円余となっていたが、杉山前病院長は平成16年度末に架空請求を繰り返すことにより平成17年3月から平成17年5月にかけて3,734万円余を業者へプールするとともに、平成18年12月には2件の事務処理上のミスから12万円余を過剰に業者へ支払った結果、これらの合計金額3,948万円余が業者にプールされていた。

これらの資金は、奨学寄附金と学内研究費から支出されており、その他の

研究費からの支出は無かったが、通常、計画的に執行されるべき奨学寄附金や学内研究費が平成16年度末現在で、このように未執行となっていた背景として、杉山前病院長は「センター病院屋上ヘリポートの風向計設置や部門内LAN整備など、今後、工事等が必要となると思っていたものがあり、その費用に充てるつもりでいた。」と説明している。

こうした状況のもと、架空請求により業者へ資金をプールした理由について杉山前病院長は、「独立行政法人に移行する際に、今後は、従前のような支払ができなくなるので、市大が預託を受けている金員について、早急に払い戻しをするようにとの指示が事務局から文書であったため」と説明している。

奨学寄附金については、平成14年度に経費執行期限の取り扱いを変更したため、平成15年1月に各教員あてその旨を通知している。

また、平成16年度には、平成16年5月及び平成16年10月に「平成15年度以前に受け入れた奨学寄附金の執行期限は平成16年度末（平成17年3月31日）である」旨の通知を行うとともに、平成17年1月に「平成15年度以前に受け入れた奨学寄附金については平成16年度末が経費執行期限であり次年度への繰り越しができないこと、期限までに執行できない経費は未執行額として横浜市歳入歳出予算へ戻入すること」を通知している。

こうした通知を繰り返し行った趣旨は、経費執行期間内に、計画的かつ適正に執行を行うようにとのものであり、この通知を受けた結果、奨学寄附金を架空請求により業者へプールしてしまったという主張は、あたらないものとする。

こうして杉山前病院長による架空請求によって業者へプールされた資金については、平成17年以降、物品購入等に使用されており、総額2,054万円余が費消され、平成21年2月現在の残高は、1,893万円余となっていた。

具体的な使途としては、デジタル複合機やデスクトップパソコン、ノートパソコンなどのOA機器、エアコン、応接イス、液晶テレビなどの備品類、コピー用紙やトナーカートリッジなどの消耗品類、さらには複写機のサービス料であった。

こうしたプール金の使途について、杉山前病院長は「救命救急センターのために使用しており、私的流用はない」と説明している。

こうしたプール金による物品等の購入に際しては、本学の支出関係手続きを全く経ないことから本学に関係する資料が存在しないため、個々の物品等

が、現在、どこにあるのかについて、杉山前病院長に対して説明を求めているが、現在に至るまで具体的な説明はないため、当該物品等がどこで使用されているのか確認できていない。

そのため、現時点においては、これらプール金により購入された物品等が救命救急センターのために使用されたか否かは判断できないと考えている。

(2) 杉山前病院長以外の者の調査について

杉山前病院長による架空請求を契機に、杉山前病院長以外の者の執行についても調査を行った。

杉山前病院長の架空請求に関わった業者に対して、杉山前病院長以外にも本学の関係でプールされている資金があるのかを確認した結果、本学が機関管理すべき資金において、業者が前受金として管理しているものが、杉山前病院長のほかに20件あることを確認した。

なお、業者へのプール金は、奨学寄附金及び本学の事務費から支出されており、その他の研究費からの支出は無かった。

20件の部門等の内訳は、附属市民総合医療センターが7件、附属病院及び医学部が8件、国際総合科学部が2件、事務部門が3件となっていた。

これら20件によるプール金は、平成17年2月現在の残高が、509万円余となっており、平成17年3月から平成17年5月にかけて612万円余が業者にプールされた。その後、平成17年度から平成20年度までにも150万円余のプール金を発生させており、プール金の総額は1,272万円余となっていた。

このプール金から物品購入等により975万円余が費消されており、平成21年2月現在の残高は296万円余となっていた。

これら20件の内容は、以下のとおりとなっていた。

- ① 平成17年3月から平成17年5月にかけての平成16年度末支払い及び平成17年度以降の支払いにおいて、本学が機関管理する資金を架空請求により業者へプールしていたものが9件あった。

これら9件のうち事例Aについては、平成16年度末に337万円余、平成17年度末に60万円余と、2年連続、架空請求による業者へのプールを行っていた。

事例Bについては、平成17年度末に5万円余、平成18年度末に54万円余を架空請求により、業者へプールしていた。

また、事例Iについては、平成17年度末の支払いにおいて架空請求により26万円余を業者にプールしていた。

事例B、事例Iのいずれも、以前に事務担当から「次年度への繰り越し

はできない」と説明されたことがあり、架空請求により業者へプールしてしまっただけとしているが、平成17年度以降は、研究計画変更の手続きにより当該受入年度から5年間を経費の執行期限とする制度に変更となっており、そのことを周知できていなかった。

これら9件の事例については、いずれも、杉山前病院長のように高額発注を短期間に繰り返すというものではなかったが、架空請求という行為自体は杉山前病院長と同じであり、公金を管理しているという意識が欠如していたと言わざるを得ない。

なお、いずれの事例においても、プール金から購入した物品等についてはその所在を確認しており、また、消耗品類についても通常の発注金額であり、当該部署において使用されたと判断した。

② 平成17年2月以前にプール金を発生させていたが、その後、架空請求は行っていないものの、当該プール金から物品等を購入していたものが8件あった。

③ 二重払い等の事務処理上のミスにより業者へのプール金を発生させていたものが3件あった。

上記の事例においても、いずれもプール金により購入した物品等は各部署において使用されていた。

(3) 杉山前病院長にかかる他の事項について

杉山前病院長については、奨学寄附金の執行に関する事項以外にも、学外から指摘された事項があり、調査チームとして当該指摘事項についても確認した。

1点目は学校法人湘中央学園との関係である。

学外からの指摘によれば、杉山前病院長を担当教員として寄附申込のあった学校法人湘中央学園からの奨学寄附金については、学校法人湘中央学園が救急救命士の養成を目的として病院に学生実習を依頼する際の実習経費から支出されているというものだった。

そのため、学校法人湘中央学園に確認したところ、附属市民総合医療センターでの学生実習は平成8年から開始しており、当初から学生実習費として学校法人湘中央学園が各病院に支払う経費「10,400円×学生数×日数」の20%を実習費として支払い、残額の80%に教員派遣調整費として50万円を加えたものを奨学寄附金として申し込むこととしていたとのことであった。

その後、奨学寄附金は、平成15年度からは上記計算式から10万円未満の端数を切り捨て処理した金額となるとともに、平成18年度からは教員派

遣調整費50万円を除いた額となり、現在に至っている。

本学の場合、病院における実習費と奨学寄附金のいずれも、法人の収入となるものの、病院における学生等の実習費については、本来、実習費として納入されるものであることから、学校法人湘中央学園と調整のうえ、平成20年度に受け入れた当該奨学寄附金については、学校法人湘中央学園へ返納のうえ、病院における学生実習費として納入してもらうこととした。

2点目は、杉山前病院長が退職後も附属市民総合医療センターの救命救急センター部長室を使用していたことである。

学外からの指摘によれば、杉山前病院長は退職後も部長室をそのまま使用しているというものであり、学内において確認したところ、平成20年12月16日まで部長室を使用していたことが判明した。

部長室の使用に関し、杉山前病院長は「退職に際して、退職後も後進の相談等にのるため、病院へ来ることについて了解を得ていた。」としている。

これに対して病院は、退職後しばらくは後進の相談等に来ることもあったと考えていたが、退職後9ヶ月が経過したこともあり、平成20年1月に部長室の使用を取りやめるよう杉山前病院長へ伝え、杉山前病院長からは3月末をもって部屋を退去する旨の回答があったとしている。

しかしながら平成20年4月以降も、杉山前病院長は部長室の使用を続けていたため、平成20年12月16日に杉山前病院長へ説明の上、部長室から退出させたとのことであった。

架空請求によるプール金を管理していた業者によれば、杉山前病院長は退職後も救命救急センターに来ており、プール金についても引き続き管理されたと考えていたため、平成19年3月の退職後もプール金による物品等の購入に伝えていたとのことである。

なお、たとえ後進の相談にのるという理由があったとはいえ、退職した職員に病院内の施設を1年9ヶ月にもわたる長期間、使用させていたことは、施設管理上不適切な対応だった。

II 大学としての対応について

学内調査チームからの報告を受け、本学としては、以下の対応をとることとした。

1 関係者への対応について

(1) 杉山前病院長について

杉山前病院長が行った架空請求による業者への資金プールについては、少

なくとも本学の研究費執行ルールである「発注した物品等の納品があった場合に、教員は大学に対して支出の発議を行う」という基本原則を無視した不適切な行為であり、平成16年度末は附属市民総合医療センター病院長という本学の幹部職員として、他の教員の範となるべき立場にも関わらず、架空請求を行った責任は重いものがある。

また、架空請求により業者へプールした資金の用途によっては刑事犯罪にあたる可能性があることも、調査チームの外部有識者から報告されているため、杉山前病院長に対して、当該行為により費消した内容の説明を求めてきたところである。

杉山前病院長へは、架空請求により業者へプールした資金で購入した物品等について、現存場所等の説明がないままであれば、当該行為により費消された全額を返還請求する考えであることを伝えている。

これに対して、杉山前病院長は、用途が明確でないものについて返金する意思があるとの考えを示しているが、物品等の現存場所については依然として詳細な説明がない状態となっているため、本学としては当該行為により費消された全額について返還を請求する予定である。

刑事問題については、調査チームの外部有識者と相談しながら、告訴も含めて引き続き検討していく。

(2) 杉山前病院長の架空請求に関与した業者について

杉山前病院長の架空請求に関与した業者に対しては、杉山前病院長およびそれ以外の本学関係者から架空請求等により業者が前受金として受領した金額のうち、現時点での残金について、大学に返還するよう請求することとした。また、取引停止の処分についても、学内手続きに基づき、早急に実施する。

(3) 杉山前病院長以外の教職員について

業者へのプールを行っていた教職員については、学内処分手続きに基づき、厳正な処分を行う。

2 再発防止に向けて

研究費の不正防止については、平成19年2月15日に文部科学省から「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」において、競争的資金等を適正に管理するために必要な事項が示されたことを受け、平成19年4月1日に物品確認を専門に行う検収センターを設置するとともに、平成19年11月13日には「公立大学法人横浜市立大学における研究費の不正

使用防止の実行方針」を作成し、これに基づき取り組みを進めてきた。

特に検収センターの設置により、物品の納品確認を発注者である教員等が行うのではなく、業者の納品確認は検収センターで専門の職員が行うことで、発注、納品、検収という一連の支出関係手続きのなかに、発注者以外の職員によるチェックを組み込むこととした。その結果、納品実態の確保という面では、一定の効果があり、今回の調査においても、平成19年度以降の架空請求は発生していなかったことにつながったと考えている。

しかしながら、今回の問題を踏まえ、より一層の適正な執行の確保に向けて、以下のような不正防止への取り組みを実施する。そのうえで、今後は、これらの取り組みを着実に実行し、その結果の検証・評価を行い、更なる不正防止策の立案など、研究費の不正防止に向けて継続的な取り組みを進めていく。

(1) 「研究費不正防止計画推進委員会」の設置

理事長、学長、研究院長などを構成員とする「研究費不正防止計画推進委員会」を設置し、以下のような対策を盛り込んだ「研究費不正防止計画」を策定・実施する。

- ① 事務手続きに関するルールの明確化・統一化を図る。
- ② 事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任についての明確化を図る。
- ③ 研究者及び事務職員の行動規範を策定する。
- ④ 人員体制を含めた、研究費執行に関するチェックシステムの強化
- ⑤ 内部監査機能の強化
- ⑥ 不正防止に関する意識啓発 など

(2) 研究費の使用に係る確認書の提出

研究費の使用にあたり、「諸規則等に則り、研究費の使用にあたり不正行為を行わない」旨を盛り込んだ確認書の提出を研究者に義務付ける。

(3) 研究費の使用に係るルールや不正防止に関する意識啓発の取組

これまでも、教員等を対象とした説明会を行ってきたが、今後は説明会だけでなく研修会の実施や様々な会議等の場での意識啓発、定期的な執行ルールに関する理解度の確認を実施する。

(4) 研究費の執行状況を適正にチェックできるシステムの構築

発注から納品、検収、支払いまでを一貫して発議者以外の者がチェックできるシステムを構築する。

**奨学寄附金の執行等に関する調査
及び対応について（資料編）**

資料1 【杉山前病院長による架空請求等の一覧】

1 平成17年2月現在の残高

2,009,459円

2 平成17年3月から平成17年5月にかけての架空請求による支払い額

No.	事由発生日	支払金額	合計額
1	平成17年3月30日	968,940	968,940
2	平成17年3月30日	987,630	1,956,570
3	平成17年3月30日	934,447	2,891,017
4	平成17年3月30日	942,060	3,833,077
5	平成17年3月30日	933,765	4,766,842
6	平成17年3月30日	933,397	5,700,239
7	平成17年3月30日	921,375	6,621,614
8	平成17年3月30日	932,820	7,554,434
9	平成17年3月30日	939,960	8,494,394
10	平成17年3月30日	949,410	9,443,804
11	平成17年3月30日	900,270	10,344,074
12	平成17年3月30日	906,008	11,250,082
13	平成17年3月30日	903,735	12,153,817
14	平成17年3月30日	914,655	13,068,472
15	平成17年3月30日	902,790	13,971,262
16	平成17年4月19日	957,285	14,928,547
17	平成17年4月19日	985,635	15,914,182
18	平成17年4月19日	918,435	16,832,617
19	平成17年4月19日	900,585	17,733,202
20	平成17年4月19日	891,765	18,624,967
21	平成17年4月19日	912,870	19,537,837
22	平成17年4月19日	932,085	20,469,922
23	平成17年4月19日	904,548	21,374,470
24	平成17年4月20日	980,963	22,355,433
25	平成17年4月20日	976,237	23,331,670
26	平成17年4月20日	980,038	24,311,708

No.	事由発生日	支払金額	合計額
27	平成17年4月26日	919,170	25,230,878
28	平成17年4月26日	904,050	26,134,928
29	平成17年4月26日	900,532	27,035,460
30	平成17年4月26日	895,545	27,931,005
31	平成17年4月26日	906,360	28,837,365
32	平成17年4月26日	901,131	29,738,496
33	平成17年4月26日	903,210	30,641,706
34	平成17年4月26日	896,385	31,538,091
35	平成17年4月26日	897,435	32,435,526
36	平成17年5月1日	936,285	33,371,811
37	平成17年5月1日	944,685	34,316,496
38	平成17年5月1日	189,430	34,505,926
39	平成17年5月2日	909,116	35,415,042
40	平成17年5月10日	897,435	36,312,477
41	平成17年5月26日	810,075	37,122,552
42	平成17年5月26日	224,925	37,347,477

3 事務処理上のミスによる業者への過剰支払い

平成18年12月1日に101,318円及び26,040円の2件
合計 127,358円

4 杉山前病院長による架空請求等

- (1) プール金の合計額 39,484,294円
- (2) 費消した金員の合計額 20,545,601円
- (3) 現時点での残高 18,938,693円

資料2 【杉山前病院長以外の業者へのプール金一覧】

① 奨学寄附金等から架空請求を行ったもの

(単位:円)

記号	平成17年 2月末現在 残高	平成16年度 末(平成17年 3月から5月) の支払総額	年度未処理の 概要	平成17年度 から平成20 年度までの 支払総額	平成17年度 から平成20 年度までの 物品購入等 の総額	発注件数及び発注の 概要	平成21年 2月末現在 残高
A	0	3,378,984	995,400円 698,544円 995,400円 689,640円 の合計4件	604,800	3,870,698	カード販売機、コピー キーカード、ケーブル クランクの購入など、 合計29件	113,086
B	4,924	50,844	41,554円 4,795円 4,795円 の合計3件	545,055	532,021	トナーカートリッジ、コ ピー機のリース料、液 晶ディスプレイ、キャビ ネットの購入など、合 計11件	68,802
C	3,087	936,862	502,545円 434,317円 の合計2件	0	910,408	エアコン、デスクトップ PC、ワークテーブル の購入など、合計7件	29,541
D	56,480	891,489	372,300円 283,542円 216,458円 ほか合計5件	0	317,229	ノートPC、デジタルカ メラの購入など、合計5 件	630,740
E	239	757,203	365,428円 367,218円 24,557円 の合計3件	0	752,175	キャビネット、トナーカ ートリッジ、コピー機の 修理代、コピーキット の購入など、合計26 件	5,267
F	57,397	58,528	27,655円 ほか合計7件	0	90,405	PCの修理代及びシリ ンダー、Xスタンパー の購入の合計3件	25,520

記号	平成17年 2月末現在 残高	平成16年度 末(平成17年 3月から5月) の支払総額	年度末処理の 概要	平成17年度 から平成20 年度までの 支払総額	平成17年度 から平成20 年度までの 物品購入等 の総額	発注件数及び発注の 概要	平成21年 2月末現在 残高
G	40,642	38,326	8,699円 ほか合計11件	0	57,985	テプラPRO、ペンタブ レット、チューブファイ ルの購入の合計3件	20,983
H	9,869	9,888	9,888円 の1件	0	17,325	コピー機のリース料1 件	2,432
I	1,605,804	0		262,710	1,088,296	ノートPC、学会会費、 インクカートリッジの購 入など、合計21件	780,218
合計	1,778,442	6,122,124		1,412,565	7,636,542		1,676,589

② 平成17年2月以前に前受金が発生しており、その後、物品購入を行ったもの

(単位:円)

記号	平成17年 2月末現在 残高	平成16年度 末(平成17年 3月から5月) の支払総額	年度未処理の 概要	平成17年度 から20年度 までの支払 総額	平成17年度 から平成20 年度までの 物品購入等 の総額	発注件数及び発注の 概要	平成21年 2月末残高
J	1,174,323	0		0	485,439	PC、ハードディスクの 購入の合計2件	688,884
K	1,146,235	0		0	887,506	回転黒板、ノートPC、 トナーカートリッジの購 入など、合計12件	258,729
L	138,993	0		0	15,540	PCソフトの購入1件	123,453
M	560,154	0		0	524,650	ノートPC、バインダ ー、ルーズリーフの購 入など、合計14件	35,504
N	91,866	0		0	63,000	PCの修理代及びネー ムタグの購入の合計 2件	28,866
O	36,283	0		0	8,925	USBメモリの購入1件	27,358

記号	平成17年 2月末現在 残高	平成16年度 末(平成17年 3月から5月) の支払総額	年度末処理の 概要	平成17年度 から20年度 までの支払 総額	平成17年度 から平成20 年度までの 物品購入等 の総額	発注件数及び発注の 概要	平成21年 2月末残高
P	18,910	0		0	3,150	配送料1件	15,760
Q	127,446	0		0	124,841	棚板坂、ブリーフケ- ス、プリンター用紙の 購入の合計3件	2,605
合計	3,294,210	0		0	2,113,051		1,181,159

③ 二重払い等の事務処理ミスによりプール金を発生させていたもの

(単位:円)

記号	平成17年 2月末現在 残高	平成16年度 末(平成17年 3月から5月) の支払総額	年度未処理の 概要	平成17年度 から20年度 までの支払 総額	平成17年度 から平成20 年度までの 物品購入等 の総額	発注件数及び発注の 概要	平成21年 2月末残高
R	24,898	0		68,848	0		93,746
S	0	0		10,369	1,496	ソフトケースの購入1 件	8,873
T	0	0		9,408	3,150	HUBの購入1件	6,258
合計	24,898	0		88,625	4,646		108,877

①から③の合計金額

	平成17年 2月末現在 残高	平成16年度 末(平成17年 3月から5月) の支払総額	年度未処理の 概要	平成17年度 から20年度 までの支払 総額	平成17年度 から平成20 年度までの 物品購入等 の総額	発注件数及び発注の 概要	平成21年 2月末残高
合計	5,097,550	6,122,124		1,501,190	9,754,239		2,966,625

資料3 【奨学寄附金制度の概要】

1 制度の概要

奨学寄附金は、本学研究者の学術研究や教育の充実、発展を奨励する目的で民間機関や個人から受け入れる寄附金である。

この寄附金のうち、教員が研究活動に使用する物品等の購入に充てる直接経費は90%で、残る10%については、研究支援に係る事務部門の人件費や光熱水費等の間接経費として大学が使用している。

2 事務フロー図

次頁のとおり

3 取扱いの変遷

本学では、奨学寄附金について、以下のように取扱いを変更してきた。

(1) 平成13年度以前

単年度での執行を原則としていたが、次年度以降への繰り越しに関する制限は設けていなかった。

(2) 平成14年度から平成16年度

平成13年度以前に受入れた奨学寄附金については、平成16年度末を経費の執行期限とした。

平成14年度以降に受入れた奨学寄附金については、原則当該年度末までを経費執行期限とし、翌年度末までの繰り越しを認めた。

この結果、平成16年度末時点では、受入年度により、奨学寄附金は以下のようになっていた。

① 平成13年度以前に受入れたもの

平成16年度末が経費の執行期限となっていた。

② 平成14年度に受入れたもの

平成15年度末が経費の執行期限となっており、その時点で全額執行されていた。

③ 平成15年度に受入れたもの

平成16年度末が経費の執行期限となっていた。

④ 平成16年度に受入れたもの

研究計画変更手続きにより平成17年度に繰り越すことができた。

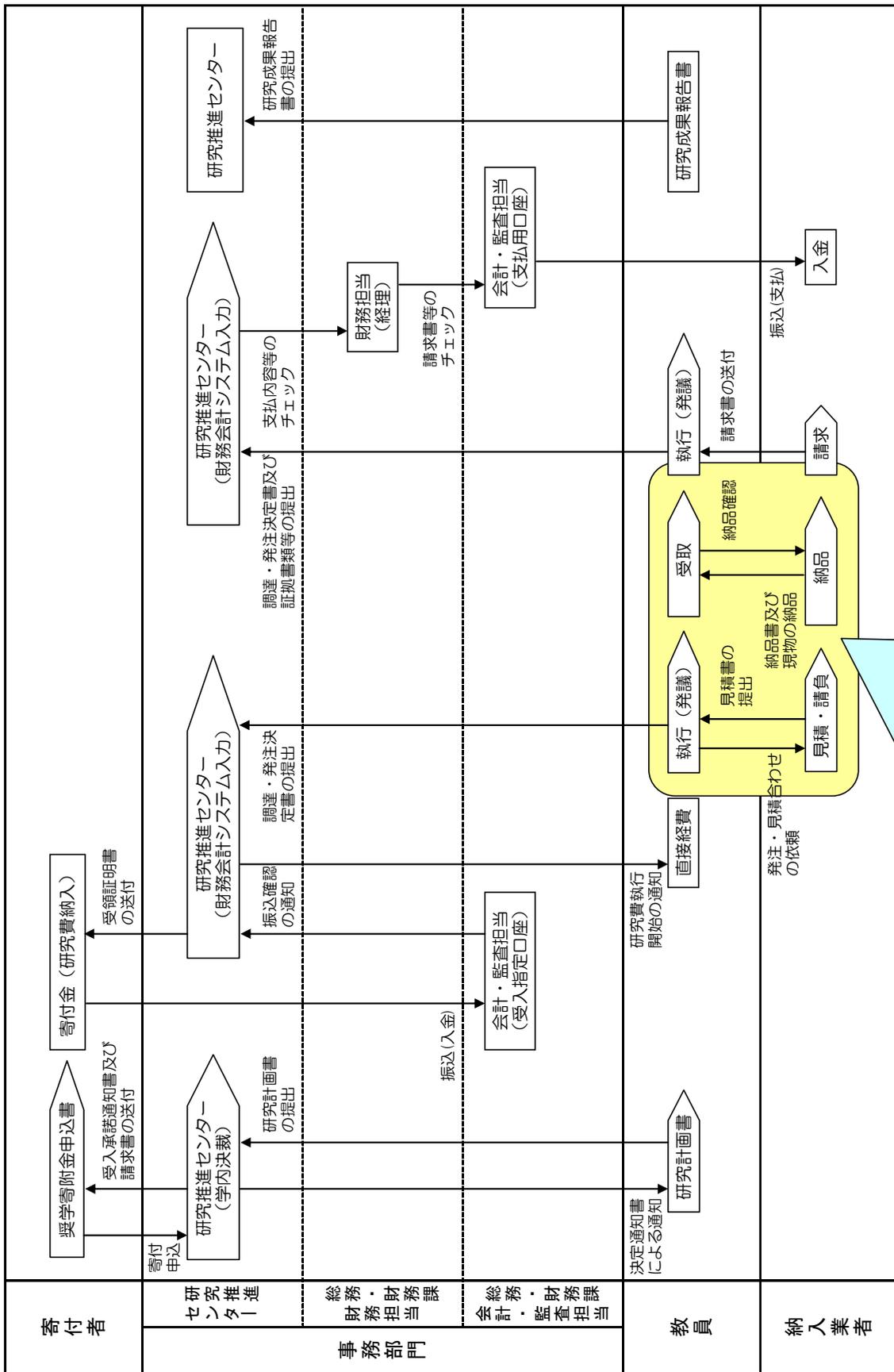
(3) 平成17年度以降

平成17年度の法人化以降、奨学寄附金については当該受入年度から5年間を経費の執行期限とした。

そのため、平成16年度に受入れたものについては平成20年度が、平成17年度に受入れたものについては平成21年度が経費の執行期限となっていた。

奨学寄附金の事務フロー（平成18年度まで）

※部門名称は平成17年度の法人化後の名称を使用



見積・発注・納品の一連の手続が教員と業者の間で完結する制度としていたため、業者と相談のうえ、納品書の内容と異なる物品を納品してもらい、受領確認することも可能な仕組みとなりました。そのため、平成19年度から制度を改正しました。

奨学寄附金の事務フロー（平成19年度以降）

